

金池小学校施設整備事業

実施方針

令和元年 7 月

大分市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1-1 事業内容に関する事項	1
(1) 本事業の目的	1
(2) 基本理念	1
(3) 事業名称	2
(4) 学校施設等の管理者の名称	2
(5) 事業の内容	2
(6) 事業の対象範囲	3
(7) 事業者の収入	4
(8) 光熱水費の負担	4
(9) 事業スケジュール（予定）	5
(10) 本事業の実施に関する協定等	5
(11) 遵守すべき法制度等	5
1-2 特定事業の選定に関する事項	7
(1) 特定事業選定の基本的考え方	7
(2) 特定事業選定の手順	7
(3) 特定事業の選定結果の公表	8
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
2-1 募集及び選定方法	9
2-2 募集及び選定の手順	9
(1) 募集及び選定スケジュール	9
(2) 事業者の募集手続等	9
(3) 落札者の決定及び公表	11
(4) 落札者を決定しない場合	11
(5) 事業契約の締結	11
2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
(1) 入札参加者の構成等	11
(2) 業務実施企業の参加資格要件	12
(3) 入札参加者及び協力企業の制限	13
(4) SPC の設立等	15
(5) 参加資格要件の確認基準日	15
(6) 入札参加者及び協力企業の変更	15
2-4 提案書類の取扱い	15

(1) 著作権.....	15
(2) 特許権等	16
2-5 審査及び選定に関する事項	16
(1) 提案等の審査.....	16
(2) 事業者選定委員会の設置.....	16
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
3-1 責任分担に関する基本的な考え方.....	17
3-2 予想されるリスクと責任分担.....	17
3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	17
(1) モニタリングの実施.....	17
(2) モニタリングの時期.....	17
(3) モニタリングの方法.....	17
(4) モニタリングの結果.....	18
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
4-1 立地条件.....	19
4-2 施設要件.....	20
(1) 基本的考え方	20
(2) 構成要素	20
5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合....	21
6-4 金融機関と本市の協議（直接協定）	22
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
7-1 法制上の措置	22
7-2 税制上の措置	22

7-3 財政上及び金融上の支援	22
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
8-1 議会の議決	22
8-2 入札に伴う費用負担	22
8-3 本事業において使用する言語、通貨単位等	22
8-4 実施方針に関する問合せ先	22

資料 1 リスク分担表

様式 1 実施方針等に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 本事業の目的

大分市（以下「本市」という。）では、平成28年5月に策定した「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、金池小学校の校舎群を改築すると同時に、校地の有効活用を図るため、敷地内にある金池幼稚園や児童育成クラブ等を含めて一体的な施設整備を行うこととした。

このような背景を踏まえ、金池小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

(2) 基本理念

1) つながりを大切にする学び舎づくり

① 幅広い幼保小の交流

通園・通学の動線に配慮するとともに、幼保小の境界部分に交流スペースを設ける等園児及び児童（以下「児童等」という。）が日常的に交流できる環境整備を目指す。

② 児童と教師の交流

必要に応じて普通教室の近くに教師コーナーを設け、授業時間以外でもコミュニケーションを図ることのできる施設整備を目指す。

③ 教師間（幼保↔小、小↔小）の交流

教師間の連携や相談、情報交換が気軽に行えるように管理諸室（職員室が望ましい）の近くにミーティングや合同研修等を行いやすい施設の整備を目指す。

2) 質の高い教育を実現する学び舎づくり

① 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備

新学習指導要領では、「何を学ぶか」のみならず、「何ができるようになるのか」、「どのように学ぶか」といった観点も重視されているため、少人数学習も含め多様な学習活動に対応できる教室や家具、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズの整備といった取組や、普通教室そのものを一斉授業にも対応できる自由度の高い空間への施設整備を目指す。

② ICTを活用した施設整備

新学習指導要領では、情報活用能力の育成のためのコンピュータを活用した学習活動の充実が新たに盛り込まれているため、タブレットPCなどの機器の使用を前提として、校内のどこでも日常的にICTを活用できる施設整備を目指す。

す。

③ 変化に対応できる施設整備

将来の教育活動の変化や、地域の拠点としての役割の変化に対応し、増築や改修等が可能となるような配置計画を前提として、長期間建物を有効に活用できる施設整備を目指す。

3) 地域をつなぎ、未来を拓く学び舎づくり

地域に開かれた学校づくりを推進するため、ボランティアやゲストティーチャーなど地域の人々を学校に招くことが可能な施設とし、地域の教育力を活かした教育活動が充実でき、学校と地域社会との理解・協力関係が深まるよう、地域の中の学校づくりに配慮した計画を目指す。

4) 安全・安心で機能的な学び舎づくり

① 地域の防災拠点

南海トラフ地震や津波等の自然災害発生時に、児童等、地域住民が避難できるよう地域の防災拠点となるような機能を備えた施設整備を目指す。

② 高齢者、障がい者にやさしい施設

大分県福祉のまちづくり条例、バリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した高齢者、障がい者にやさしい施設整備を目指す。

③ 建築物としての機能向上

本事業で対象とする施設は、児童等や教職員が使用するだけでなく、地域の拠点として多くの人が集う場所となるため、音環境、温熱環境、光環境、空気環境等の快適性、児童等の学習空間、教職員の執務空間としての使いやすさ等の機能性、景観や文化の継承・保存、環境負荷の低減等の社会性、初期費用のみならず、維持管理のしやすさ等の経済性など、基本的な建築性能の確保・向上を目指す。

(3) 事業名称

金池小学校施設整備事業

(4) 学校施設等の管理者の名称

大分市長 佐藤 樹一郎

(5) 事業の内容

1) 事業予定地

所在 地：大分市金池町三丁目 1 番 90 号

敷地面積：約 19,360.88 m²

2) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から③までに掲げるものとする（以下、これらを総称して「本施設」という。）。

- ① 大分市立金池小学校（以下「小学校」という。）
- ② 児童育成クラブ（以下「児童育成クラブ」という。）
- ③ 幼児教育・保育施設

3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、民間事業者（以下、「事業者」という。）が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 3 月 31 日までとする。

5) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約 2 年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力をを行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務につき必要に応じ事業者と協議する場合がある。

（6）事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壤調査及び振動測定等）
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務

- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 建設業務
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務（既存小学校及び既存幼稚園からの移設を含む）
- ③ 工事監理業務
- ④ 既存小学校及び既存幼稚園の解体・撤去業務
- ⑤ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑥ 電波障害対策業務
- ⑦ 所有権設定に係る業務
- ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
 - ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
 - ③ 外構等維持管理業務
 - ④ 環境衛生・清掃業務
 - ⑤ 警備保安業務
 - ⑥ 修繕業務（年間一定額の範囲での経常修繕）（※）
 - ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」の記述に準ずる。）。

（7）事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務の対価からなる。

（8）光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

(9) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和 2 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～令和 20 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 5 年 3 月末日 ・一期工事（小学校の校舎及び幼児教育・保育施設の園舎の整備）：事業契約締結日～令和 4 年 12 月末日 ※既存小学校及び既存幼稚園等からの什器・備品等の移設を含む ※仮設園舎及び仮設校舎の整備は任意提案とする。 ・二期工事（既存小学校及び既存園舎等の解体、グラウンド・駐車場等の整備）：事業契約締結日～令和 5 年 11 月末日
運用開始日	一期工事部分：令和 5 年 1 月 二期工事部分：令和 5 年 12 月
維持管理期間	施設引渡し日～令和 20 年 3 月末日

(10) 本事業の実施に関する協定等

本市は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については入札公告時に示す。

1) 基本協定

本市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 事業契約

本市は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で、本事業を実施するため必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、大分市議会の議決を経た後に、本契約を締結する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(11) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参考すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参考すること。

【法令・条例等】

- 1) 建築基準法
- 2) 都市計画法、道路法、駐車場法
- 3) 消防法
- 4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 5) 学校教育法、学校給食法、学校保健安全法、学校図書館法
- 6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 7) 文化財保護法
- 8) 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- 10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 11) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 12) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 13) 電気事業法
- 14) 騒音規制法、振動規制法
- 15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 16) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 17) 屋外広告物法
- 18) 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- 19) 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- 20) 条例等
 - ・ 大分県建築基準法施行条例
 - ・ 大分県環境基本条例
 - ・ 大分県生活環境の保全等に関する条例
 - ・ 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
 - ・ 大分県福祉のまちづくり条例
 - ・ 大分市建築基準法施行細則
 - ・ 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・ 大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ・ 大分市騒音防止条例
 - ・ 大分市火災予防条例
 - ・ 大分市公共下水道条例
 - ・ 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
 - ・ 大分市暴力団排除条例

21) その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- 1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- 3) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 4) 建築構造設計基準及び同基準の資料
- 5) 建築設計基準
- 6) 建築設備設計基準
- 7) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 8) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- 9) 建築工事安全施工技術指針
- 10) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- 11) 建設副産物適正処理推進要綱
- 12) 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- 13) 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- 14) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- 15) 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- 16) 学校図書館施設基準
- 17) 学校環境衛生基準
- 18) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- 19) その他関連要綱及び基準

1-2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業をPFI手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本市ホームページにおいて公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めるところから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和元年 7月 19 日	実施方針、要求水準書（案）等の公表
令和元年 7月 19 日～ 令和元年 7月 31 日	実施方針、要求水準書（案）等に関する質問受付締切
令和元年 8月中旬	特定事業の選定及び公表
令和元年 9月下旬	債務負担行為の設定に係る議会の議決
令和元年 10月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和元年 10月中旬	入札説明書等に関する説明会及び事業予定地の現地見学会の開催
令和元年 10月下旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和元年 11月中旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和元年 12月上旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和元年 12月上旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和元年 12月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和2年 1月上旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和2年 3月下旬	落札者の決定及び公表
令和2年 4月下旬	基本協定の締結
令和2年 5月中旬	仮事業契約の締結
令和2年 6月下旬	市議会の議決

(2) 事業者の募集手続等

1) 実施方針、要求水準書（案）等に関する質問及び意見の受付

実施方針、要求水準書（案）等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和元年 7月 19 日（火）～令和元年 7月 31 日（水）
- ② 受付方法：実施方針、要求水準書（案）等質問意見書に必要事項を記載の上、

8-4 に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。

2) 実施方針、要求水準書（案）等に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、特定事業の選定時までに本市ホームページにおいて公表する。

3) 特定事業の選定及び公表

実施方針、要求水準書（案）等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、令和元年 8 月中旬頃に、本市ホームページ上で公表する。

4) 債務負担行為の設定に係る議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を令和元年 9 月定例市議会に提出する。

5) 入札の公告

特定事業の選定を踏まえ、令和元年 10 月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本市ホームページ上で公表する。

6) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に 8-4 に記載の問合せ先に、連絡すること。

① 閲覧期間：令和元年 7 月上旬～令和元年 12 月下旬

(閉庁日を除く、午前 8 時半から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)

② 閲覧場所：記載の問合せ先

③ 資料の貸出し：行わない

7) 入札説明書等に関する説明会及び事業予定地の現地見学会

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、入札説明書等に関する説明会及び金池小学校現地見学会を以下のとおり実施する。なお、参加希望者は、「説明会申込書」に必要事項を記載の上、8-4 に記載の問合せ先に、E メールにより提出すること。

④ 日時：令和元年 10 月中旬頃

⑤ 説明会の会場：大分市役所

⑥ 見学会の会場：金池小学校（※悪天候の場合中止）

8) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第 1 回質問を、次のとおり受け付ける。

⑦ 受付期間：入札説明書等公表の日から令和元年 10 月下旬頃まで

⑧ 受付方法：8-4 に記載の問合せ先に、原則 E メールにより提出すること。

質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

9) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第 2 回質問を、次のとおり受け付ける。

① 受付期間：第 1 回質問の回答の公表の日から令和元年 12 月上旬頃まで

- ② 受付方法：8-4 に記載の問合わせ先に、原則 E メールにより提出すること。
質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

10) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和元年 12 月上旬に受け付ける。

11) 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和2年1月上旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

令和 2 年 3 月下旬頃に落札者を決定し、本市ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮事業契約を締結し、大分市議会の議決を経た後に、本契約とする。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

- ⑤ 本市は、大分市内に主たる営業所を置く企業が入札参加グループ又は協力企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ a)、b)、c)、d) の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

a) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す a から e までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、a から c の要件については全ての企業がいずれにも該当し、d 及び e の要件は少なくとも 1 者がいずれかの要件にも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 公告日において、九州に本店（本社）または本市との契約について委任を受けた営業所（支店等）があること。
- d. 平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 5,000 m²以上の学校校舎の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。
- e. 平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の複数の用途を複合した公共施設の基本設計業務および実施設計業務を完了した実績を有していること。

b) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す a から e までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a から d の要件については全ての企業がいずれにも該当し、e の要件は少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号）により、建築一式工事、電気工事又は管工事について、本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

- c. 本市内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。
- d. 令和元年度において、建築一式工事、電気工事又は管工事が A 等級に格付けされていること。
- e. 平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ面積 3,000 m²以上の官公庁が発注した学校校舎の工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

c) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す a から c までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は少なくも 1 社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 5,000 m²以上の官公庁が発注した学校校舎の工事監理実績を有していること。

d) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す a 及び b の要件を全て満たすこと。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については全ての企業がいずれにも該当し、b の要件は少なくも 1 社が該当すること。

- a. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- b. 平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の公共施設又はオフィスビル等の維持管理業務の実績を有していること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による

更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑪ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 日総建

- ⑫ 2-5 に記載の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑬ 最近 1 年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑮ 大分市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 28 日条例第 19 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(4) SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を大分市内に設立するものとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

2-4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することをしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 事業者選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する金池小学校施設整備事業民間事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。事業者選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

なお、事業者選定委員会の委員は、決定後すみやかに公表する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりである。本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書（案）を前提とし、詳細については入札公告時に示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の立地条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：大分市金池町三丁目 1 番 90 号
- ② 敷地面積：約 19,360.88 m²
- ③ 地域地区等：商業地域（建ぺい率 80%，容積率 400%）
準防火地域
- ④ 接続道路：北側：1-0590 府内・金池線（市道、幅員約 8.5m～9.2m）
西側：1-0605 金池・顕徳 1 号線（市道、幅員約 5.2m～7.6m）
東側：1-0606 金池東 2 号線（市道、幅員約 3.4m～3.9m）
1-0607 金池・顕徳 2 号線（市道、幅員約 5.0m～5.5m）
- ⑤ 設備インフラ：「資料 6 事業予定地設備インフラ現況図」
 - ア給水：西側 1-0605 金池・顕徳 1 号線（φ 200mm）より φ 100mm で取水
 - イ排水：
 - a) 汚水排水：西側 1-0605 金池・顕徳 1 号線（φ 300mm 未満）、東側 1-0606 金池東 2 号線（φ 300mm 未満）、東側 1-0607 金池・顕徳 2 号線（φ 300mm 未満）
 - b) 雨水排水：西側 1-0605 金池・顕徳 1 号線（φ 1500mm 以上）、東側 1-0606 金池東 2 号線（φ 300～1500mm 未満）、東側 1-0607 金池・顕徳 2 号線（φ 1500mm 以上）
 - ウ都市ガス：北側 1-0590 府内・金池線（80A）
西側 1-0605 金池・顕徳 1 号線（100A）
東側 1-0607 金池・顕徳 2 号線（100A）
- ⑥ その他：敷地は、JR 大分駅の近傍にあり、周辺には大分県庁や大分市役所、市民ホール等の公共施設が立地する。また、近年の集合住宅の建設の影響により、学区内の児童数増加が見込まれている。

なお、既存小学校及び既存幼稚園の概要は、次のとおりである。

番号	建物名称	竣工年	築後年数 (令和元年時点)	構造	階数	延べ面積	備考
金池小学校							
1	北校舎	S38 年	56 年	RC 造	3	826 m ²	解体
2	北校舎	S39 年	55 年	RC 造	3	674 m ²	解体
3	北校舎	S41 年	53 年	RC 造	3	703 m ²	解体
4	中校舎	S42 年	52 年	RC 造	2	971 m ²	解体

5	給食調理場	S42年	52年	RC造	1	119 m ²	解体
6	給食調理場	S59年	35年	RC造	1	3 m ²	解体
7	中校舎	H13年	18年	RC造	1	25 m ²	解体
8	南校舎	S32年	62年	RC造	3	2,487 m ²	解体
9	外トイレ	S55年	39年	S造	1	23 m ²	解体
10	ポンプ室	S56年	38年	S造	1	5 m ²	解体
11	屋内運動場	S58年	36年	S造	1	886 m ²	解体
12	プール専用付属室	S59年	35年	RC造	1	40 m ²	解体
13	倉庫	S59年	35年	S造	1	40 m ²	解体
14	給食調理場トイレ	H2年	29年	RC造	1	3 m ²	解体
15	給食調理場 シャワー室	H2年	29年	RC造	1	5 m ²	解体
16	倉庫	—	—	S造	1	9 m ²	解体
17	ブロワー室	—	—	RC造	1	12 m ²	解体
18	倉庫	—	—	RC造	1	5 m ²	解体

児童育成クラブ

1	育成クラブ	—	—	S造	1	35 m ²	解体
---	-------	---	---	----	---	-------------------	----

金池幼稚園

1	園舎	S62	32年	S造	2	656 m ²	解体
2	倉庫	H2年	29年	S造	1	8 m ²	解体
3	倉庫	H2年	29年	S造	1	9 m ²	解体

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

本事業では、金池小学校や幼児教育・保育施設、児童育成クラブを中心とした複合化を通じ、地域拠点としての機能の向上を図り、施設利用や維持管理を想定した効果的・効率的な施設の整備の実現を図るものとする。

(2) 構成要素

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前 2 号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 前号の規定により本市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約

の定めるところに従うものとする。

- ④ 不可抗力の定義については、入札説明書等公表時に示す。

6-4 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和元年9月定例市議会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和2年6月定例市議会に提出する予定である。

8-2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

8-4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大分市教育委員会学校施設課施設担当班

住 所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電 話 : 097-537-5647

FAX : 097-532-4592

E-mail : gakkosisetu@city.oita.oita.jp

本市ホームページアドレス <https://www.city.oita.oita.jp/>

資料 1 : リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5	議会・行政	PFI 契約に関する議会承認が得られない場合、本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
6		事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
7	税制度	上記以外のもの(消費税の変更を含む)	●	
8		本事業に直接関わる法制度の新設・変更等 (許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む)	●	
9	法制度	上記以外のもの		●
10		事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
11	許認可 ※制度変更は法制度リスクに含む。	上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	公的支援制度 ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
15		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
16	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
17		事業者が実施する業務に起因するもの		●
18	環境問題	調査、設計、建設、維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
19		事業者の事由による第三者への賠償		●
20	第三者賠償	本市の事由による第三者への賠償	●	
21		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
22	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理に係る費用の増加その他の損害	●	▲
23		設計・建設期間(基準金利の設定時点まで)の金利変動		●
24	金利変動	維持管理期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定	●	●
25		運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲	●
26	物価変動	維持管理期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	▲
27		事業者の実施する設計、建設、維持管理業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
28	要求水準	上記以外のもの	●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
29	共通	事業者の事由によるもの		●
30		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
31		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
32		市の債務不履行による中断・中止	●	
33		事業者の債務不履行による中断・中止		●
34		本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
35		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
36		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
37	設計建設段階	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
38		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
39		本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
40		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
41		予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
42		調査資料等で予見できることに関するもの		●
43		土地の瑕疵（土壤汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44		提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の増大	●	
45		事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の費増大		●
46		本市の事由による工期の遅延	●	
47		事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延		●
48		施設完成前に市が発案した軽微な変更		●
49		施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
50		本市の事由による施設の損害	●	
51		事業者の事由による施設の損害		●
52		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
53	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
54	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
55	譲渡手続き	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
56	維持管理段階	市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費の増大	●	
57		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費用の上昇(物価変動は除く。)		●
58		支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●
59		計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●
60			事業者の提案・要望による維持管理業務の変更に関するもの	●
61		施設損害	事業者の事由による施設の損害	●
62			本市の事由による施設の損害	●
63			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	● ▲
64		施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合	●
65		施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用	●
66	移管	事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害	●

●は主分担、▲は従分担を表す。